

アメリカにおけるシオニズムの論理：ルイス・ブラ ンダイスに関する考察を通じて

池田，有日子
熊本県立大学非常勤講師

<https://doi.org/10.15017/16431>

出版情報：政治研究. 51, pp.59-92, 2004-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：



アメリカにおけるシオニズムの論理

——ルイス・ブランダイスに関する考察を通じて——

池 田 有 日 子

はじめに

第一章 アメリカにおけるシオニスト運動

第一節 ユダヤ・ナショナリズムとシオニズム

第二節 シオニスト運動とアメリカ・ユダヤ人

第三節 アメリカにおけるシオニスト運動の位置

第二章 ブランダイスの「シオニスト化」

第一節 「人民の弁護士」ブランドイス

第二節 ブランダイスと「シオニズム」との出会い

第三章 アメリカ・シオニズムの論理

第一節 アメリカ・ユダヤ人にとっての「ユダヤ人国家」の意義

第二節 アメリカ・ユダヤ人とシオニズム

おわりに

はじめに

〈本稿の目的〉

本稿の目的は、アメリカ・ユダヤ人が「ユダヤ人国家」を必要とする論理の一つを明らかにすることである。その手がかりとして、本稿はアメリカ革新主義法曹家として有名であり、一九一六年には合衆国最高裁判所裁判官となるルイス・ブランドイス (Louis D. Brandeis) を取り上げる。彼は、「アメリカ国民」としての強い自覚と「アメリカの理想」に対する信念を抱き、かつ「ユダヤ人国家」の建設を目指すシオニスト運動に関与し、最終的にはアメリカ・シオニスト運動の理念的組織的基盤を築いた人物だった。⁽²⁾ 本稿では、一八九〇年代から一九一五年にかけて彼がアメリカ・シオニスト運動指導者となる過程・論理を検討する。この作業によって、アメリカ・ユダヤ人が、「アメリカ人」であるからこそ、「ユダヤ人国家」を必要とする論理・状況が存在することを提示したい。

〈問題の所在〉

本稿でブランドイスを取り上げるのは、以下の理由による。第一に、壮年期までユダヤ人としてのアイデンティティーは希薄であった彼が、次第に「ユダヤ人」という集団に帰属意識をもつようになり、ユダヤ人国家建設を積極的に支援するシオニストとなった過程と論理を追跡することで、アメリカにおけるシオニズム形成の一樣相を照射できると考えるからである。より具体的にいえば、本考察を通じて、一人のアメリカ人・ユダヤ人にとって属性の一つに過ぎなかったアイデンティティーが、「ユダヤ人」という集団への帰属意識へと高められ、それが「国家」建設を必要とするに至る論理を抽出し、さらにそうした帰属意識と「アメリカ国民」としての意識とがいかなる形で調整・関連づけられるのかという点を示唆したい。

というのも、アメリカ・ユダヤ人が「ユダヤ人国家」／シオニズムを支持・支援することは、自明のことではないからである。この問題は、まずアメリカ・ユダヤ人の自己認識とかわる。一般的にいつて、一定程度社会的な上昇を果たし同化したアメリカ・ユダヤ人は、まず「アメリカ人」としての自己認識を優先させる。⁽³⁾例えば彼が「ユダヤ人である」という自己認識や自尊心を有し、「ユダヤ人」としての同胞意識に基づいて、困難に直面している同胞への慈善・救済の意志を有していたにしても、それが「ユダヤ人国家」建設支持へと即座に結びつく訳ではない。後述するように、本稿で扱う時期において、アメリカ・ユダヤ人にとっては「二重の忠誠」ということが深刻な問題であり、「ユダヤ人国家」の建設を目指す「シオニスト」になることは、「アメリカへの忠誠」に反するものとしてリスクを抱えることを意味していた。ブランドイスは、当初は「ユダヤ人」という意識さえ希薄であり、だからこそ彼が「シオニスト」になるにあたっては、「アメリカ国民」であることと「シオニスト」であることが一致する、むしろ積極的な意義を持つという論理を必要とし、だからこそ彼はシオニズムを「アメリカ化」して、広く受容される基盤を築きえたのである。

ブランドイスに着目するさらなる理由は、彼の革新主義法曹家としてのキャリアに關係している。ブランドイスは、一九世紀末から二十世紀初頭におけるアメリカの政治・社会の激変期に、さらにいえばアメリカのナショナリズムがいわば「危機」にあった時代に、「人民の弁護士」として、「新たな」かつ「あるべき」アメリカ像を提示・実現しようとしていた。こうした法曹活動は、彼がアメリカ・シオニズムの論理を立ち上げる際の重要な背景をなしている。

結論を先取りすれば、ブランドイスにとっての「アメリカの理想」とは、個人の自由と社会的な正義を共に実現する、そしてその前提として「弱者」の「集団としての（異議申し立ての）権利」を承認する世界だったといえる。彼は、そのような「アメリカの理想」を実現するための一環もしくは手段として、「ユダヤ人国家」を位置・意義づけていたのである。その意味では、ブランドイスを検討することで、アメリカの当時の政治・社会のあり方についても一定の示唆を得ることができると考えられる。

最後に、なぜアメリカ・シオニスト運動を取り上げるのか、ということについて付け加えたい。周知のように、「パレスチナ問題」に対するアメリカの果たした／果たしうる役割は非常に大きい。しかし、アメリカの政策がパレスチナの

和平に積極的に貢献してきたとは必ずしもいえない。むしろ、その政策が、パレスチナの和平を遠ざけ中東の混乱・戦乱を激化させている側面さえも指摘しうる。そして、そうしたアメリカ政府の中東・パレスチナ政策・行動に大きな影響を与えているとされているのが、アメリカ・ユダヤ人の動向である。その意味で、パレスチナ問題や中東に対するアメリカの政策を理解するうえでも、アメリカ・ユダヤ人の対ユダヤ人国家／イスラエル、パレスチナへの対応、動向を指導、先導する役割を果たしたアメリカ・シオニスト運動を検討することは予備的作業として必要であると考ええる。

〈先行研究〉

以上のような問題意識において、ブランダイスに関する研究を整理すれば、大きく二つに分類できる。つまり、法曹家としてのブランダイスに関する研究とアメリカ・シオニスト運動指導者としてのブランダイスに関する研究である。⁽⁴⁾前者の研究においては、シオニスト運動指導者としての側面に言及しないか、関連はないとするものが多い。後者においては、法曹家としてのブランダイスの思想や行動が、彼の「シオニスト化」、さらには「シオニズムのアメリカ化」の背景をなしていたとの指摘はなされている。しかし、法曹家としての彼の思想とシオニズムとの有機的論理的なつながりについては明確にされているとはいえない。本稿は、後者の立場・業績に依拠しつつ、ブランダイスが、「アメリカの理想」を追求した法曹家であつたからこそ、「シオニスト」となった論理・過程を明らかにしていきたい。

第一章 アメリカにおけるシオニスト運動

第一節 ユダヤ・ナショナリズムとシオニズム

本論に入る前に、まず本稿で使用する用語の定義・位置づけを行いたい。まず、シオニズムとユダヤ・ナショナリズム

ムとの関係である。この関係は、とりわけ、一八九七年にヘルツェル (Theodor Herzl) が、第一回シオニスト会議を開催し、ユダヤ人国家の建設を目指す政治運動としてシオニスト運動を確立して以降が問題となる。シオニスト運動は、ユダヤ人国家の建設を目指す政治運動であるという意味で、ユダヤ・ナショナリズム運動であるが、あえてシオニズム／シオニスト運動と自称し続けた理由が以下のように指摘しうる。シオン（＝パレスチナ）への帰還運動との連続性の維持、「シオン」という表現が政治的動員をはかるうえでもつシンボル性とそれが効果をもち得る慣習・信仰・伝統の存在、そして「ユダヤ人国家」を公に掲げることの政治的デメリットである。この最後の点が、本稿の分析視角にとつてとりわけ重要な意味もつ。

シオニスト運動が、「ユダヤ人国家」の建設という目標を初めて公に掲げたのは、一九四二年五月にニューヨークで開催されたビルトモア会議 (the Biltmore Conference) であった。シオニスト運動が、五〇年近い活動においてその目標を公に掲げることが躊躇した背景には、シオニスト運動がナショナリズム運動としての基盤を欠如させていたことが指摘しうる。ディアスポラのユダヤ人を主体／対象としたシオニスト運動は、国民国家建設のうえで不可欠な「国民」、「領土」という点で、基盤・根拠が脆弱だったのである。

まず、領土という観点からすると、シオニスト運動がユダヤ人国家建設の場として想定していた「パレスチナ」は、当初はオスマン帝国支配下にあり、そもそも領土的な画定さえされていなかった。一九一七年のバルフォア宣言から一九二二年のイギリスによるパレスチナ委任統治の国際連盟における追認へと至る過程において、いわば暴力的にパレスチナという領土が区画され、シオニスト運動はそこに「ユダヤ・ナショナル・ホーム (a Jewish National Home)」を、イギリスの保護のもと建設することが認められた。しかし、そこで多数派を形成していたのはアラブ人であり、彼らは当然のようにシオニスト運動に反発し政治的主体としての「パレスチナ・アラブ人」を形成していかざるをえない。パレスチナという土地に「自らの国家」を建設する権利をめぐつて、シオニスト運動とパレスチナ・アラブ人は政治的闘争から武力衝突も含めて、直接的に衝突せざるを得なくなつたのである。さらに、そうした具体的な問題以上に、パレスチナにおいてアラブ人が多数を占めるという事実、そこで「ユダヤ人国家」を建設するというシオニスト運動自体

の正統性に、根本的かつ重大な疑義を投げかけるものだった。すなわち、「民族自決の原則」を適用すれば、そこで「国家」を建設する権利は、パレスチナ・アラブ人にあることになるのである。

そうした脆弱性を克服・補完するために、シオニスト運動は、大国の支持・支援を不可欠としていた。そのため、シオニスト運動は、とりわけアメリカのユダヤ人を動員し、政治的な圧力を英、米政府に行使することを目指すようになった。

さらに重要な点は、このアメリカ・ユダヤ人のシオニスト運動に対する支持を獲得するという目的は、ユダヤ・ナシヨナリズムのイデオロギーの根幹に関わるものでもあった、ということである。すなわち、「ユダヤ人国家」の建設を進めるうえで、「ユダヤ人／民族」を前提とせざるをえないが、西欧、アメリカにおいてはユダヤ人の同化程度は高く、居住国家に強い忠誠心を持つ者が多かった。そうしたユダヤ人にとって、「ユダヤ人国家」を掲げるシオニスト運動は「忌避」すべきものであったが、そうしたユダヤ人からシオニスト運動への支持を獲得しなければ、シオニスト運動は「一部の」「突出した」ユダヤ人の運動にとどまり、ユダヤ・ナシヨナリズム運動として成立しえなくなる。シオニスト運動は、「ユダヤ民族 (people)」というユダヤ・ナシヨナリズムとしての前提を担保するためにも、パレスチナ以外のディアスポラ・ユダヤ人の支持を必要としていたのである。

ところが、シオニスト運動は、ユダヤ・ナシヨナリズムとしての前提、すなわち「ユダヤ人＝ユダヤ民族」であり、ゆえにユダヤ人国家を建設する権利があるという主張を明示することは回避せざるを得なかった。この前提を論理的に貫徹しようとするれば、ディアスポラのユダヤ人も、将来建設されるであろうパレスチナの「ユダヤ人国家」へ移住して「ユダヤ国民」となることを要請することになり、多くのアメリカ・ユダヤ人の反発・忌避を招くことは必至であった。事実このことは、シオニズムに共感しながらも距離を置こうとするユダヤ人が、「ユダヤ人国家の建設によって、ディアスポラ・ユダヤ人がパレスチナへ移民し、ユダヤ人国家の国民になる必要はない」ことを再三確認しようとしていたことから窺える。こうした状況を背景にして、シオニスト運動指導者は、シオニズムのユダヤ・ナシヨナリズムとしてのイデオロギーを曖昧化する戦略を採用せざるをえなかった。シオニスト運動は、そのイデオロギーの担保という点で

も「ユダヤ人国家」建設という目標達成のうえでも、ディアスポラの、とりわけアメリカ・ユダヤ人の支持・支援を不可欠としていたが、それゆえ「ユダヤ・ナショナリズム」としての原理を貫徹しえない、さらにはそのことすら自称しえないのである。

ここで、ユダヤ・ナショナリズムとシオニズムとの関係を整理しよう。シオニスト運動は、ユダヤ人国家の建設を目指したという意味においては、ユダヤ・ナショナリズム運動であるが、それはユダヤ人（何らかの形でユダヤ人としてのアイデンティティーをもつ人）が「ユダヤ国民」となることを必ずしも想定しない／しえないという大きな矛盾を孕んだものだった。このことを前提として、本稿では、「シオニスト」という用語を、将来建設されるであろう「ユダヤ人国家」の国民となる意志は必ずしもないが、「ユダヤ人国家」の建設自体は推進しようとする団体に参加した人を指す。この意味において、シオニスト系団体と、ユダヤ人の救済を目的とする慈善団体やユダヤ人個人の権利擁護を目的とするユダヤ系団体とは区別される。

第二節 シオニスト運動とアメリカ・ユダヤ人

それでは次に、アメリカ・ユダヤ社会におけるシオニスト運動の位置を特定するために、以下ではシオニスト運動成立の背景とアメリカのユダヤ社会について、概略的に説明することしよう。

シオニスト運動は、一九世紀末のヨーロッパにおけるナショナリズムの高揚とそれに付随して激化した反セム主義に対し、ユダヤ人が自らの国家「ユダヤ人国家」を建設することによって対応しようとした、ユダヤ・ナショナリズム運動であった。

ヨーロッパを発祥の地とする近代国民国家 (nation state) は、人間の「自由」や「平等」といった理念を掲げ、ヨーロッパ・キリスト教社会において、その時々々の施政者や社会・経済情勢の悪化・変動のなかで「スケープ・ゴート」として差別・迫害されていた「ユダヤ教徒」が、新たに創設される国民国家のなかで、個人として「解放」され「自由」

を獲得しうる世界を提示していた。

このような「ユダヤ教徒」にとってポジティブな側面をもつ国民国家の形成は、しかし、彼らにとってネガティブな帰結をもたらすものであった。それは、「国民」という枠の設定に伴う暴力性と関連する。その一つは、同化の問題であり、もう一つは排除の問題である。この両者は、「国民」への包摂／排除という一見逆のベクトルを向いているものではあるが、「ユダヤ教徒」やユダヤ的出自を持つ人間に選択を迫り、負荷・暴力をもたらした。すなわち、彼らが自己認識としては居住国家の国民であろうとし、同化を志向しても、当の国民国家・社会からは拒絶され、さらにはユダヤ共同体からも批判されるという事態が生じたのである。他方で、「国民」という枠を確立するために、根本的に異なる「異者・他者」として「ユダヤ人」が実体化され、排除・攻撃されていく。ここに、前近代的な宗教に基づくユダヤ教徒への差別・迫害とは様相を異にした「ユダヤ人問題」が発生した、といえる。

シオニスト運動は、この「ユダヤ人問題」を「ユダヤ人国家」を建設することによって解決をはかろうとするものだった。それは、ヨーロッパ社会への「同化」の不可能性もしくは抵抗を背景に、一八九七年に、『ユダヤ人国家』を著したヘルツェルが第一回シオニスト会議をバーゼルで開催したことによって、本格的に政治運動化・組織化された。

こうしたヨーロッパのユダヤ人の動向に連動して、アメリカにおいてもアメリカ・シオニスト連盟 (The Federation of American Zionists、以下FAZ) が創設され、シオニスト運動が展開されるようになる。このようなシオニスト運動の、アメリカ・ユダヤ社会における当初の位置というのは、いかなるものだったのだろうか。この点を明らかにするために、次にアメリカ・ユダヤ人の歴史・構成について説明しよう。

アメリカ合衆国建国当初、ユダヤ人は非常に少数に過ぎなかった。一八四〇年に至っても、一万五千人程度だったのである⁽¹⁹⁾。彼らの多くはセファラディー (スペイン系ユダヤ人) だったといわれる。

アメリカへのユダヤ移民が増大するのは、十九世紀半ばのことであり、この第二波と呼ばれる移民の多くはドイツ系であった。この理由としては、ナポレオン戦争後の荒廃による貧困や、ユダヤ人差別の法律の復活、そして一八四八年の反メッテルニヒ革命の挫折などがあげられる。彼らは、経済的な機会や政治的自由を求めて、新天地アメリカにやっ

てきたのだった。この第二波の移民により、一八八〇年にはアメリカ・ユダヤ人は二十五万人にまで上昇した。⁽¹¹⁾

第三波は、一八八一年以降急速に増大したロシア系もしくは東欧系と称される、ロシアとその近辺からの移民集団である。この移民の増大には、貧困・差別を底流に、この時期以降ロシア、東欧各地でポグロム（ユダヤ人の虐殺）が発生したことが背景にあった。

これらのユダヤ移民をアメリカ全体の人口増大のなかに位置づけてみよう。一七九〇年から一八四〇年までのセファラディー系が移民の中心だった時期に、アメリカ全体の人口は四百万人から一千七百万人と三二五パーセントの比率で増大している。一方、ユダヤ人人口は、三千人から一万五千人とほぼ同率での増加に過ぎない。次の一八四〇年から一八八〇年までのドイツ系移民が中心だった時期には、全人口は一千七百万人から五千万人へと二百パーセント増加したのに対し、ユダヤ人は一万五千人から二十五万人へと千五百パーセントの増大をみせている。さらに、一八八〇年から一九二〇年までのロシア系中心の時期には、合衆国全体では五千万人から一億六百万人へと一一二パーセント増加しているのに対し、ユダヤ人は二五万人から三五〇万人へと千三百パーセントと膨大な増大を見せたのである。⁽¹²⁾

二十世紀前半までのアメリカ・ユダヤ人を見る場合に、一般的にドイツ系と東欧系（ロシア系）とに二つに分類されて語られる。もちろん、個々のユダヤ人の事情・状況は様々ではあるが、一般的な傾向を述べよう。この両者の傾向は、本稿で扱う時期におけるシオニスト運動への対応において明確な差異として現れるのである。

ドイツ系ユダヤ人と東欧系ユダヤ人との間には、自己認識の仕方やそれと関連した民族や国家に対する傾向の差異が存在していることを指摘できる。すなわち、ドイツ系は、南北戦争とその後の金ピカ時代⁽¹³⁾のなかで、商人として各地に分散し、一八八〇年までには急速に経済的・社会的上昇を遂げていく。そうしたなか、ドイツ系ユダヤ人は、著名な宗教的指導者であったアイザック・メイヤー・ワイズ (Issac Mayer Wise) が述べたように、「ユダヤ人は、自由に生まれた人間として誇り高き自意識を得るためには、アメリカ人にならねばならぬ」「我々は、単にアメリカ国民であるだけでなく、ユダヤ教会の外において、完全無欠なるアメリカ人とならねばならない」として、「アメリカ人としての自覚」を高め、アメリカ社会へ非常に熱心に同化しようとしたのである。⁽¹⁵⁾

一方、十九世紀末に移民してきた東欧系ユダヤ人の多くはニューヨークを初めとする大都市に居住し、衣服の仕立人や靴の職人など労働者として過密な状況で生活していた。こうした東欧系ユダヤ人は、政治的な重要性という観点からして二つのタイプに分かれる。すなわち、第一のグループは、ユダヤ的伝統を厳格に維持しようとした集団であり、もう一つのグループは社会主義に傾倒する人々であった。こうした東欧系ユダヤ人は、アメリカに二種類の特徴を持ち込んだとされる。第一には、義務感、敬虔心、献身的な家族生活と集団生活という価値観、そしてアメリカ化したドイツ系には欠けていた多少の熱狂性である。第二は、ロシアで発揮され、多数がアメリカで保持した反抗精神である。ドイツ系も東欧系の正統派ユダヤ教徒も安定的な状況に満足していたが、東欧系の急進派は（気質上も理論上も）満足感にひたることなく挑戦し、変革すべき対象を追求していた¹⁶。

ドイツ系と東欧系との差異において重要なことは、自己規定の仕方である。ドイツ系は、自らをあくまで宗教上の集団としてとらえ、合衆国を祖国として「アメリカ人」である／なることを志向していた。ドイツ系のシナゴグ（ユダヤ教の祈禱所）においては、「この国が私たちのパレスチナ、この土地が私たちのエルサレム、この神の家が私たちの神殿」という標語が掲げられていたのである。それに対し、東欧系は、自らを「ユダヤ民族」とみなしていた。こうした差異の背景には、ドイツでは、まがりなりにも、「ユダヤ人の解放」が行われ、ユダヤ人自身も「ドイツ国民」になろうとしたという歴史的経緯が存在したが、東欧・ロシアにおいては、居住国家における市民的権利という概念が希薄であり、政府を敵視し、ロシア・東欧での生活を亡命生活とみなして、「シオンへの帰還」を志向する傾向も強く残っていたのである。

こうした状況を背景にして、アメリカのユダヤ社会においては概してドイツ系が主導権を掌握していた。ユダヤ人は、元来宗教的、歴史的に同胞への慈善行為を行っていたが、加えてアメリカにおいては、入植早期にユダヤ人に自由を認める一つの条件として自分たちの抱えた貧困者の面倒をみるべきという規定が定められており、一八〇〇年代に入ると各種ユダヤ系慈善団体が設立されていた。一八四三年には、ドイツ系ユダヤ人によってアメリカ最初の友愛団体であるブネイ・ブリス（Bnai Brith：契約の息子たちの意）が設立された。当初は、保険への加入、文化集会の開催などを

行える統一的な機関として設立されたが、次第に慈善事業や海外のユダヤ人の援助など広範な活動を行うようになっていった。一八八〇年までには、ドイツ系ユダヤ人が主導する組織によって、新移民に向けた慈善活動やユダヤ人の権利擁護のための政治活動が展開されるようになっていたのである。こうしたドイツ系主導のユダヤ系団体は、新たに移民してきた東欧系ユダヤ人のアメリカへの同化の促進にも非常に熱心だった。

こうしたアメリカ・ユダヤ社会のなかで、アメリカ・シオニスト運動は展開されていくことになるのである。

第三節 アメリカにおけるシオニスト運動の位置

アメリカにおいてシオニスト運動が全国規模で組織化されたのは、EANが結成された一八九八年のことであった。⁽¹⁸⁾この組織は、それまでアメリカ各地で分散して活動していた諸組織が、一八九七年に開催された第一回シオニスト会議の影響を受け結成した連合組織であった。とはいえ、EANは、アメリカ・ユダヤ人を「代表」する組織というには程遠い状態にあった。

「ユダヤ人国家」建設を目標とするシオニスト運動は、とりわけドイツ系ユダヤ人の間では、忌避・非難された。ドイツ系の改革派ラビの組織であるアメリカ・ラビ・中央評議会 (The Central Conference of American Rabbis、以下CCAR) は、早くも一八九七年に、アメリカ・ユダヤ社会の一部にもヘルツェルに同調する動きがあることを察し、年次大会において「ユダヤ人国家を建設しようとするいかなる試みにも反対する」「ユダヤ教は政治的なものでもナショナルなものでもなく、精神的なもの」とする決議を採択していた。⁽¹⁹⁾当時のアメリカ・ユダヤ社会において、シオニスト運動は、「心の平穏を乱し、アメリカニズムを攻撃し、ユダヤ人の民主的な環境への適応を妨げるもの」として敬遠され、⁽²⁰⁾「シオン偏執狂 (Zionmania)」という侮蔑的な表現さえされていたのである。⁽²¹⁾

シオニズムへの抵抗というドイツ系ユダヤ人の当時の一般的な感情は、アメリカ・ユダヤ人委員会 (American Jewish Committee、以下AJC) の綱領に明確に現れている。この団体は、一九〇六年、東欧・ロシアでのポグロムを背景に、

アメリカにおけるユダヤ人の地位向上とアメリカ国外のユダヤ人支援を目的に設立された。AJCは、ユダヤ社会に影響力を有す著名な人物らが指導していたことから、アメリカ・ユダヤ人の「代表」的組織とみなされていた。AJCは、その綱領において「我々はもはや自らをネーションとはみなさない。我々は宗教共同体である。……それゆえパレスチナへの帰還も……ユダヤ人国家に関するいかなる法の再生にも期待していない」と明記していたのである。²³端的にいえば、シオニスト運動は、アメリカ・ユダヤ社会において「マイノリティー」的存在に過ぎなかった。

こうしたアメリカにおけるシオニスト運動を、「アメリカ化」し、広範な動員を可能にする論理・状況を提供したのがブランドイスだったのだが、彼も一九二二年に至るまでは、上記に述べたドイツ系ユダヤ人としての典型的な立場をとっていたのである。では、なぜ、ブランドイスは「シオニスト化」したのか。そして、彼の「シオニスト化」が、「人民の弁護士」としての彼の思想や活動といかなる形で関連していたのか。この点を次章で検討したい。

第二章 ブランドイスの「シオニスト化」

第一節 「人民の弁護士」ブランドイス

ブランドイスは、一八五六年、ケンタッキー州ルイスヴィルに生まれた。彼の父アドルフ(Adolph Brandeis)は反メックテルニヒ革命の失敗を受けて、一八四八年に当時オーストリア領だった、プラハから逃れて渡米した亡命者であった。

そのため、アドルフは「これらの人々(アメリカ人―引用者)が骨を折って働くことさえ、ある種の愛国主義であるようにしばしば思う。彼ら一人一人が、自由な人間のなしうることを旧世界の専制君主にみせつける責務があるかのよう」に、この国を繁栄させるために骨身を削っている「アメリカの歴史は人間の諸権利の勝利の歴史であり、……それを我々は喜ばしく思う」と手紙のなかで述べており、「アメリカ」について極めて高い評価をしていた。同時に、アドルフは経済的にも一定の成功を収め、アメリカにおいて着実な足場を築いた人物でもあった。

そのような父を中心とするブランダイス一家は、正式な宗教を信仰したり宗教的行為を行ったりする家ではなかった。せいぜい、彼らは、クリスマス・カードや贈り物を交換するというアメリカの世俗キリスト教と呼ばれるものを実践していただけであつた。⁽²⁴⁾

ブランダイスがアメリカの法曹家なることへの意志は、一時的に滞在したヨーロッパのドレスデンでの出来事に示されている。彼は、一八七三年から七五年までドレスデンの実業中等学校で勉学を行い優秀な成績を治めたが、「私はアメリカに戻って法律を学びたかつた。奴隷廃止論者である叔父は弁護士であつた。私にとつて、法律以外のものは本當に学ぶに値しないように思われる」と語っている。⁽²⁵⁾

ブランダイスは、一八七五年にハーバード・ロー・スクールに入学し、七八年に同校を修了した。この時期、ブラーミン(Brahmin)⁽²⁶⁾と呼ばれるピューリタン精神の強いエリート社会において、知的天分に恵まれている限り、ユダヤ人であることは障害ではなくむしろ利点であるとさえみなされる風潮があつた。ブラーミンは、「選ばれた民」という点において自らとユダヤ人とを結びつけていたのである。⁽²⁷⁾教育程度の高いピューリタンはヘブライ語を読み、それはハーバード大学が設立当初から教えていたものでもあつた。以上のような意味でブラーミンにとつてユダヤ人への差別は認められないものでつたのである。

また、ブラーミンたちの神の使命を遂行するピューリタンの優位性と責任の自覚は、世俗化されて、私利私欲に基づかない公共への献身の精神となつていた。こうした倫理的立場はブランダイスも共有するものであつたが、彼が実際のブラーミン・コミュニティに溶け込んでいたかという点は疑問である。「ブランダイス(一引用者)が、アウトサイダーであり、成功者であり、ユダヤ人であつた」ことが彼の不人気の理由であるという発言も存在していた。⁽²⁸⁾一方、ブランダイス自身が、自分の交際相手に関し「思慮分別のある選抜」を行い、自らの交際を大きく制限した側面も存在していたことが指摘されている。⁽²⁹⁾

ブランダイスは、ハーバード・ロー・スクール卒業後、一時セント・ルイスに行き、まず製紙会社の顧問弁護士として法律実務を行ったが、給与などの面で不満を抱き、七九年以降ウォーレン(Samuel Dennis Warren)とともにボス

トンで共同法律事務所を開業した。

彼が、法曹家として活動するようになった十九世紀末のアメリカは、大きな転換期にあった。この時期、アメリカ合衆国は経済的に飛躍的な発展を遂げた。西部開拓の進展に伴って、鉄道網が整備され、技術革新も進み、石炭・石油・鉄鋼などを基本とした工業・産業が急速に発達したのである。そして、一八九〇年代における「フロンティアの消滅」は、アメリカ社会の構造、自己イメージ、外交政策をも転換させる「事件」であった³⁰⁾。

このようなアメリカ政治、社会、経済の激変は、「司法」の領域にも及ぼざるを得なかった。ブランドイスは、弁護士として卓越した手腕をもっていたばかりでなく、婦人参政権、保険、労働者保護立法など多彩な公的活動を行うようになった。彼がとりわけ労働組合に関与していくようになったのは、一八九二年のホームステッド・ストライキの惨状に対する憤りからだ³¹⁾。このストにおいて、雇用者側は私兵を雇ってストを暴力的に弾圧したのである。ブランドイスは、「私はすぐに、より単純な生活条件下で成立したコモン・ローは、近代の工場システムにおける複雑な関係を調整する基盤としては不適切であることに気がついた。私はノートを放り投げ、新たな角度からテーマにアプローチした³²⁾」のである。彼の労働組合擁護の論理は、以下のようなものであった。

「私のみるところによれば、鉄鋼会社のように集中的な権力を擁する会社が、雇用者を対等に取り扱うようになるとはとうてい考えられない。そして、対等な取り扱いをしない限り、民主化はありえない。対等に扱うということは、契約を結ぶということだけを意味するのではない。それは継続的な関係に発展しなければならない。組合との契約は永い手続きである。労働協約―大きな進歩だけれども、それは第一歩に過ぎない、労働協約が産業社会における民主主義へと発展するためには、それを一歩進めて、實際上産業政府を、使用者と雇用者との間の関係が、ちょうど政治上の政府の場合と同じように、様々な問題が日々月々々々起こるにしたがって取り上げられ、解決されていくようなもの―を作らなければならない³³⁾」。

つまり、ブランダイスは労働組合を擁護したのは、産業社会の現実を前提にして、弱い立場にある労働者に資本家と対等の「バーゲンニング力」を認めること、そのためには労働者に「集団としての権利」が認められる必要があるという考えに基づくものだった。⁽³⁴⁾

いくつかの裁判を経て、ブランダイスは、次第に、革新主義派もしくは社会学的法学の旗手と称されるようになった。⁽³⁵⁾ 司法の保守性を告発する姿勢は、一九〇五年、ハーバード倫理学会での講演に象徴的に示されている。ブランダイスは、その講演において以下のように述べた。

「合衆国の主要な弁護士たちは、これまで、おもに会社の主張を支持する仕事に従事してきた。彼らは多くの場合、立法者が会社の力を抑制したり行き過ぎを抑制するために作った過酷な法律を、まぬがれたり無効にしたりすることに努力してきた。……ほとんど二十年もの間、法曹界の指導者たちは例外なしに、わが国の社会的、産業的大問題を公共の利益のための解決を旨とした建設的な立法を怠ったばかりでなく、利己的な利益によって促進された立法に反対することも怠ってきた。彼らは、公共の福利を無視して、さらにそれ以上に及ぶこともあった。彼らはしばしば市民としては自ら承認できないような立法措置を、法律家としては主張することもあった。しかも、間違った類推によって自分の主張を弁護しようとした。弁護に適用されるべき倫理法則を、彼ら（そうした弁護士——引用者）は公共に対して私益を守る場合にも、私人間の争いの場合と全く同じものでよいと誤って考えたのである」。⁽³⁶⁾

ブランダイスは、大企業の弁護士を筆頭とする既存の法曹家を痛烈に批判すると同時に、法が公共の福利のためにこそ資するべきであることを主張し、さらに以下のことを付け加えたのである。

「才能のある弁護士たちは、その多くが大株式会社の添え物になりさがった。そして、人々の保護のためにその力を用いるという義務を怠ってきている。『会社の弁護士』ということはよく聞くが、『人民の弁護士(People's Coun-

sed)』と云うことを耳にするといはまづない」⁽³⁷⁾。

ブランドイスにとってアメリカの理想とは、「自分自身のため、そして共通善のために個人を発展させることである。個人の発展は自由を通じて達成され、共通善の達成は民主主義と社会正義を通じて達成される」⁽³⁸⁾ものであった。こうした思想に基づき、ブランドイスは「人民の弁護士」として、労働組合擁護、反トラスト運動に関与していったのである。ブランドイスは、世紀末の激変期のアメリカにおいて、アメリカの自己イメージを再検討、再構築しようとしたといえる。彼は、産業化に伴う社会問題が露呈、噴出するなかで、アメリカの民主主義は人間性を発展させるためのものであるという認識のもと、形式的ではなく実質的な社会正義の実現をはかろうとしたのである。そのためには、弱い立場にある人間に「集団としての権利」を認められることが不可欠である、と彼は考えた。企業弁護士や最高裁判所は、雇用関係とは、「法人格」を与えられた企業と労働者個人との間に「契約の自由」に基づいて結ばれたものであるとするこ
とで、実際の不平等を覆い隠してきた。ブランドイスは、こうした企業側の論理を逆手に取り、労働組合にも「集団としての権利（＝法人格）」を認めることで、彼らに異議申し立ての権利や「バーゲニング力」を与えることを目指したのである。

以上のようにブランドイスは、人間性の発展を可能にするために、弱者に「集団としての権利」⁽³⁹⁾を認め、新たな世紀の「アメリカの理想」、すなわち自由と社会正義を同時に実現しうる社会を目指した。彼は、既存の「司法」の保守性に立ち向かい、新たな「アメリカの理想」の実現を目指す「人民の弁護士」として、法曹界に名を馳せるようになるのである。そして、この社会的正義の実現と「集団としての権利」の確立ということが、ブランドイスの「シオニスト化」の重要な背景をなしていたのである。

第二節 ブランダイスと「シオニズム」との出会い

先に述べたように、ブランダイスはユダヤ的要素の薄い環境で育ったが、弁護士になって以降はユダヤ系の慈善事業に多額の寄付を行うようになり、弁護士としてもボストンのユダヤ社会で指導的な役割を担うようになる。それでも彼は、一九〇五年までは、各ユダヤ系団体からのスピーチの依頼は婉曲に断っていた。⁽⁴⁾要するに、彼は典型的なアメリカの「ドイツ系ユダヤ人」であり、「家の外では一〇〇セント・アメリカ人」という立場を取っていたのである。

一九〇五年以降、ブランダイスの「ユダヤ人」として／＼に対する態度は次第に変容していく。ボストンで知事選が行われた際、ブランダイスは「ユダヤ人の票は、アメリカの理想と伝統を維持するために投じられなければならない」として、初めてユダヤ人組織に積極的に関与したのである。⁽⁴⁾

さらに一九一〇年、ブランダイスは「人民の弁護士」としてニューヨークのユダヤ人衣料労働者のストに調停者として関与し、東欧系ユダヤ人と実際に接触することになるなかで、「ユダヤ人」であることに積極的な意義を見出すようになったのである。彼は、一九一〇年十二月九日のボストンのシオニスト系新聞『ジューイッシュ・アドボケート (Jewish Advocate) 』に「聖職者民族としてのユダヤ人」というタイトルの下、公に「ユダヤ人」について語っている。

「私は運動に対し多大な共感を持っており、プロパガンダの結果に深い関心を抱いている。これらのいわゆるドリーマー (東欧系ユダヤ人組合活動家―引用者) は、ユダヤ民族全体の尊敬と感謝に値する。私ほど自らの人種に属する人々の成功を誇りに感じるものはいないだろう。私は高次元での成功のことを指しており、私の人種のメンバーにとっては他のいかなる国よりもここにおいてこそ、そうした機会が存在していると信じている。私は、預言者の時代と同じように今日のユダヤ人は聖職者民族たりうると信じている」⁽⁴⁾。

こうしたブランダイスの発言は、「ユダヤ人」であることに對する積極的な自己規定や、「ユダヤ人 (民族)」への帰属

意識の高まりを示すものであったといえよう。

ブランドイスは、ドイツ系ユダヤ人よりも東欧系ユダヤ人により強い共感を抱いたとされる。それは、東欧系ユダヤ人のもつ理想主義や改革への情熱を共有したからであった。⁽⁴³⁾さらに付け加えるならば、ブランドイスは、東欧系ユダヤ人が自らの出自やアイデンティティー、価値・伝統、信仰を維持し、それを自由に表明する姿に、彼の抱く新たな「アメリカの理想」を垣間みたのであろう。

しかし、同時にブランドイスはこの新聞の記事において、「ハイフンつきのユダヤ人に居場所はない」と強調して、「アメリカ」への政治的・社会的同化を前提としていた。この時点の彼には、「ユダヤ人国家」建設を支持する理由は存在していなかったといえよう。

ところが、一九一二年を境として彼の立場は急速に変容し、「シオニスト化」していく。その契機として、以下の点がある。

まず、一九一二年に、『ジューイッシュ・アドボケイド』の編集者であったイギリス・シオニストのハース (Jacob de Haas) と再会し両者の間で政治活動における具体的な協力関係が構築されたことがあげられる。ハースは、アメリカにおけるシオニスト運動の発展・強化のためにイギリスから渡ってきており、一九〇九年の時点でブランドイスがアメリカのシオニスト運動の指導的立場にたつことを望んでいた。⁽⁴⁵⁾彼が、アメリカ・ユダヤ人に求めていたのは、「シオンへの帰還」を要請するユダヤ・ナショナリズムとしてのシオニズムではなく、あくまで政治的・財政的な支援であった。ハースは、「アイルランド人がアイルランド自由国を支援する場合と同様に、シオニズムはアメリカニズムに反することはない」として、ブランドイスのシオニズムに対する抵抗を緩和するような説得を行い、ブランドイスもハースのそうした主張を受容していった。⁽⁴⁶⁾つまり、「アメリカ国民」の下位集団として、何らかの文化的・政治的集団、当時の文脈からすれば実体的な民族⁽⁴⁷⁾の存在を設定することは、アメリカへの忠誠に反することではないと認め始めたのである。

さらに、パレスチナのシオニストで野生小麦の改良者であるアロンソン (Aaron Aronson) の著作と、⁽⁴⁸⁾彼との実際の親交などを通じ、「不毛の地に文明と進歩をもたらすシオニズム」に対する共感を示すようになっていった。パレス

チナのシオニストの開拓精神に対するブランドイスの賛美は、「文明化に貢献するユダヤ人」という自尊心を示していたと同時に、そこに「アメリカ建国精神」との親和性・類似性を見出しもいた。

さらなる契機は、ブランドイス自身が「反セム主義」的な批判を受けたことである。一九一二年にブランドイスは民主党大統領候補ウィルソン(Woodrow Wilson)を後押しし、⁽⁴⁹⁾ 実際彼に革新主義的な政策を提唱した。この政策は、ウィルソンの独占禁止・自由競争・機会供与などを内容とする「ニュー・フリーダム」構想の⁽⁵⁰⁾ 骨子となり、ウィルソンの信頼を得て親交を深めていくようになった。こうした経緯から、ウィルソンは大統領に就任した際、ブランドイスを入閣させようと試みたが、それに対し強い反対が起こったのである。その反対の理由には、「人民の弁護士」であるブランドイスは「ラディカル」であるとの批判に加えて、⁽⁵¹⁾ 反セム主義に基づくものもあつたとされる。ブランドイス自身、自分に向けられた批判の中に「反セム主義」に基づくものもあると認識していた。⁽⁵²⁾

以上のことを背景・契機に、ブランドイスは一九一二年にHAZに正式に加入し、十三年にはその執行部に選出され、早期にアメリカ・シオニスト運動の中心的人物となつていった。

ブランドイスは、アメリカ・シオニスト運動で指導的立場にたつにあつて、当時議論されつつあつた文化多元主義(cultural pluralism)に関心をもち、代表的な論客であつたホラス・カレン(Horace Meyer Kallen)との親交を深めていった。⁽⁵³⁾ カレンは、アメリカへの政治的文化的融合・同化を主張する「人種のるつぼ」論に反対し、民主主義はエスニック的な言語、伝統、宗教、アイデンティティーを維持する権利を含んだ個人の文化的権利を保障するものであると主張していた。ブランドイスは、自身の「シオニズム」への関与を論理づけ、彼なりの「シオニズム」を形成するにあつて、多文化主義に親和性と利用価値を見出し、その理論を取り入れる必要を感じたといえよう。実際、カレンとの親交、議論のなかで、ブランドイスの「アメリカ・シオニズム」を論理化し確立していったのである。次章では、ブランドイスの「シオニズム」の論理を具体的に検討しよう。

第三章 アメリカ・シオニズムの論理

第一節 アメリカ・ユダヤ人としての「ユダヤ人国家」の意義

一九一三年以降、ブランダイスは「シオニスト」として数々の講演を行った。一九一三年のFANの大会では、彼は世界シオニスト会議に出席するための「アメリカの代表」として選出された。⁵⁴一九一四年七月にヨーロッパで第一次世界大戦が勃発し、一九一四年八月三十日にはアメリカにおいて「シオニストの全般的事務を行う臨時執行委員会 (the Provisional Executive Committee for General Zionist Affairs)」が開催された。⁵⁵これは、アメリカ・ユダヤ人を代表して、東欧におけるユダヤ人の利益を擁護し、講和会議の席上でユダヤ人の大義を陳述するための団体を設立することを目的としていた。そして、ブランダイスはその議長を務めることを承諾したのである。こうしてブランダイスは、名実ともアメリカ・シオニスト運動の指導者となった。

その議長就任演説において、ブランダイスはまず自身と「シオニズム」との関係を以下のように述べている。

「……私はこの任務にふさわしくないのではないかと感じている。私の人生を代表する長い年月にわたって、私はユダヤ人から相当程度乖離してきた。私はユダヤ人の様々な出来事に無知だった。しかし最近の公的、職業的経験は私に以下のことを教えてくれた。ユダヤ人は我々二十世紀の人間が発展させようとしている正義と民主主義のための闘争にふさわしい資質を備えている。高貴な行動を可能にする深い道德感情。人間に対する深い同胞意識。三千年の文明の果実である高度な知性……」

これらの経験は世界にとってユダヤ民族が救われるべき何かを有していると感じさせた。ユダヤ人は存続されるべきである、最も成功を約束する救済方法を追求することが我々の義務であると。私は、この課題が必要とする知識、経験、能力をもたらすことはできないとかも知れないと不安を感じる一方で、あなた方やこの国、そしてその他の国のシオニストと共にこの目的に向けて働くことを喜ばしく思う⁵⁶」。

ブランドイスは、自身が「シオニズム」とは縁遠かったことを率直に述べた後、正義と民主主義という新たな「アメリカの理想」を追求するうえで、ユダヤ人が存続されるべきこと、そのためにはシオニスト運動が最適な手段だと述べたのである。

さらに、議長就任以降ブランドイスは様々な講演においてパレスチナにおける「ユダヤ民族の再生」を掲げ、アメリカ・ユダヤ人がシオニスト運動を支援すべき理由として、アメリカ・ユダヤ人社会の「不道德化」と、ユダヤ人としての「自尊心の回復」の必要をあげている。

「この不道德の原因は明らかである。それは、我々の自由な土地において、ゲットーにおいてユダヤ人を守ってきた宗教的法的すべての抑制が外れて、新たな世代が必要な道德的精神的支援のないまま放置されているという事実の帰結である。……自尊心を教え込むことは困難な仕事であり、それはユダヤ人と自らの高貴な過去との絆と維持し、同様に栄光ある将来の可能性を悟らせることによってのみ実現できる」⁽⁵⁷⁾。

つまり、ブランドイスは、アメリカ・ユダヤ人にシオニスト運動を支援することで、「ユダヤ人」としてのアイデンティティーと自尊心を維持・発展させることを主張したのである。⁽⁵⁸⁾

一九一五年にCCNYの東部会議においてブランドイスが発表し、またたく間に版を重ねた「ユダヤ人問題——いかにして解決するか——」というタイトルのパンフレットに、ブランドイスの体系的な「シオニズム」が述べられている。

そこで、ブランドイスは、「ユダヤ人の長年にわたる苦痛」について述べたのち、「いかにすればユダヤ人に対し、非ユダヤ人が享受しているのと同様の権利と機会をその居住地にかかわらず確保できるのか。いかにして我々は、もし人為的な差別がなければユダヤ人が世界のためになす貢献を確保できるのか」との問題提起を行った。そして彼は、この問題をユダヤ人個人の問題と集団としてのユダヤ人との二つの側面に分けて論じた。⁽⁵⁹⁾

「ユダヤ人であるという事実によって、非ユダヤ人が享受している通常の権利や機会がいかなる場所においても否定されてはならないことは明白である。しかし、同様にユダヤ人は集団としても、他の民族集団と同様に存続し発展する権利と機会を享受すべきである。この集団の発展の権利は個人が諸権利を完全に享受するために不可欠である。この集団としての発展の権利は、個人の完全な権利の享受に不可欠である。というのも、個人は、自らの発展（と幸福）を、彼がその一部を占める集団の発展に大部分依存しているからである。……死が人生の問題の解決ではないように、ユダヤ人問題の解決はユダヤ人がユダヤ人として存在し続けることを必ず必要とする」⁽⁶⁰⁾。

この発言に、ブランドアイスの民族集団に関する姿勢が、「ハイフンつきのアメリカ人は許容しない」という当初の立場から変容しているのを見て取ることができる。彼は、アメリカ国民・市民としての権利の確立と同時に、アメリカ国民の下位集団として「ユダヤ人」を確立しようとしたのである。こうした姿勢は、彼の「国民(nation)」と「民族(nationality)」との概念の区別を前提としていた。

「成員間の類似性が民族の本質である。しかし国民の成員は全く異なることもありうる。国民は多くの民族によって構成されるということもありうる。……アメリカ国民はほとんどすべて白人民族によって構成されている。民族の統合は自然な事実である。国民への統合は、大部分人為的なものである。国民と民族が一致しなければならぬという誤った教義がいくつかの悲劇の原因である。それは、大部分、現在の戦争（第一次世界大戦―引用者）の原因でもある。それは一方で、残酷で不毛な同化を導いている。……ある国民が多くの民族から構成されることによって発展しうるのと同様、民族はいくつかの国民の部分を形成することによって発展しうる。どちらの場合においても本質的なことはそれぞれの民族の平等な権利の承認である」⁽⁶¹⁾。

この彼の概念設定は、彼の文化多元主義への傾倒と、「国民」と「民族」との相互補完・相互発展の可能性を提示しよ

うとする姿勢を示すものであったといえよう。

こうしたブランダイスによる「民族」の擁護にはいかなる意味があったのか。ブランダイスは、「なぜ自由主義が反ユダヤ的偏見を取り除くことができなかつたのか」という問いをたて、以下のように答えている。

「それは自由主義がいまだ完全な自由をもたらしてこなかつたからである。先進的国家では法のもとの個人の平等を認めている。しかし、それは多くの（少数―引用者）民族に⁽⁸²⁾平等を認めることには失敗している。我々は、個人として、こうしたマイノリティーを構成する人々を保護することを追求している。しかし我々は集団の平等が認められない限り保護は実現できないことを認識し損なつた」⁽⁸³⁾。

つまり、実際に反セム主義が存在しているなかで、「ユダヤ人」を集団として確立することが必要であるとブランダイスは認識していたのである。

こうした態度は、「人民の弁護士」としてのブランダイスを支えた思想に通底するものであった。すなわち、近代の個人主義的自由主義を単純に適用するだけでは、現実存在する社会的な不正義は解決しえないこと、そしてそれは自由主義の根幹たる「個人の発展」を阻害するという逆説をもたらすこと、そうした状況を改善するためには弱い立場にある人々が異議申し立てを行う主体として「集団としての権利」を認められるべきこと、であつた。資本家の横暴に対しては「労働者の集団としての権利」を、反セム主義に対しては「ユダヤ人の集団としての権利」を確立することが、新たな「アメリカの理想」に向けたブランダイスの戦略だったのである。ブランダイスが、最終的にユダヤ人個人の権利の保護を目指すアメリカ・ユダヤ人委員会ではなく、シオニスト運動にコミットしていった理由は、個人の権利の保護ということでは不十分であると認識していたからだつた。

第二節 アメリカ・ユダヤ人とシオニズム

ブランドイスが、アメリカ国民の下位集団として「ユダヤ人」を立ち上げることを目指していたことは明らかであるが、ここに「ユダヤ人」特有の困難が生じる。すなわち、そうした下位集団としての「ユダヤ人」とは何か、という問題である。現実にはドイツ系と東欧系との間には相違が存在していたことは先に述べた。ドイツ系は、おおよそ「アメリカ国民」としてのアイデンティティーが強く、文化的社会的にもアメリカへの同化が進んでいた。また、宗教という点で「ユダヤ人」を想定することもできなかった。ユダヤ教徒といっても正統派、保守派、改革派と宗派の分裂が存在し、世俗化したユダヤ人も多かったのである。要するに、「ユダヤ人」という集団を定義するための明確なコアあるいは軸を設定することはほとんど不可能なのである。

ブランドイス自身、「ユダヤ人」を規定することの困難を以下のように明言している。

「不可能ではないのかもしれないが、誰がユダヤ人とみなされるのか、ということについて定義することは困難である。ユダヤ人は常に感じてきた。その用語を我々が考えるにあたって、ユダヤ人の一つの団体、もしくはユダヤ人全員でさえも有効な定義を確立する権限をもたないだろう。……差別を作り出し、それによってユダヤ人を定義づけてきたのは、非ユダヤ人なのである。これらの差別は大体においてユダヤ人の血を引く者すべてに拡大される」⁽⁶⁾。

ブランドイスにとっての問題は、以下のことであつた。すなわち、「ユダヤ人」とは他者により規定される、「実体」としては極めて曖昧なものであり、いかにしてこの曖昧な「ユダヤ人」を「集団／民族」として「実体化」しうるか、ということである。

この時期のアメリカにおいては、アメリカ国民の下位集団として「民族」が認められること自体非常に困難であつた。「アメリカ」への同化ということが「アメリカ国民」としての前提だったからである。さらに、仮にアメリカ国民の下

位集団としての「民族」ということが認められるとしても、「ユダヤ人」が果たしてそうした民族集団として認められるものなのだろうか、ということが改めて問題となるのである。

ここで、ブランドイスの有名なテーゼを検討したい。

「よきアメリカ人たるには、よきユダヤ人たらねばならない、よきユダヤ人たるにはよきシオニストたらねばならない」

ブランドイスは、このテーゼによって、「シオニスト」であることが、「アメリカ国民」としてのアイデンティティーや国家への忠誠と矛盾しないということを明確にし、そのことによってアメリカ・ユダヤ人のシオニスト運動に対する抵抗、懸念を軽減した。しかし、このテーゼは単にそれだけの空虚な意味しかもたなかったのだろうか。

彼のこれまでの思想・論理からすれば、アメリカ・ユダヤ人はユダヤ人国家の建設を目指す「シオニスト」にならなければならぬはずである。ブランドイスにとって「ユダヤ人国家」は、アメリカにおいてユダヤ人を「実体化」し「集団としての権利」を確立するために必要だった。当時の民族自決の原則は、特定の「実体的」な民族の存在を前提として、それが自決、すなわち国家建設の権利を有するものである。ブランドイスは、この論理を反転させたといつてよい。つまり彼は、アメリカにおいてユダヤ人が集団／民族として認められるためには「ユダヤ人国家」が必要であるとしたのである。いわば、彼にとつて、「ユダヤ人国家」は、ユダヤ人が集団／民族であることの資格証明だったのである。

もちろん、こうした立場はアメリカ・ユダヤ人にとつてはリスクを内包するものであった。ユダヤ人が集団／民族だとすれば、「すべてのユダヤ人はパレスチナへ『帰還』し、ユダヤ人国家の国民とならなければならない」というユダヤ・ナショナリズムとしてのシオニズムの要請に、アメリカ・ユダヤ人も応えなければならないのではないか」という疑問・批判が生じてくるのである。これは、アメリカ・ユダヤ人のアイデンティティーや現実感覚、社会的立場からすれ

ばおよそ受容できるものでない。ブランドイスにとってもこのことは当てはまる。したがって、彼にはアメリカ・シオニスト運動指導者としてこうした疑念を払拭する論理を提示する必要があったのである。

「それ（シオニズム―引用者）は、世界中のすべてのユダヤ人を強制的にパレスチナへ移動させる運動ではない。第一に一千四百万人のユダヤ人が存在しているのに対し、パレスチナはその三分の一を吸収できるに過ぎない。第二にシオニズムは誰かをパレスチナに赴かせることを強要するものではない。それは本質的にユダヤ人に……、より多くの自由を与える運動なのである。……その目的は、世界中でほとんどすべての他の民族によって行使されている権利と同じ権利、父祖の地で生きるか他の国で生きるか選択できる権利を、ユダヤ人が行使することを可能にすることなのである。……シオニズムは、そこに行き、とどまることを選択したユダヤ人や彼らの子孫のために、法的に保護された郷土をパレスチナにおいて建設することを目指している。そこで彼らはユダヤ的生活を営み、かつ導き、最終的にはそこで人口の多数を占めることを期待しながら、我々が郷土における自治(home rule)と呼ぶべきものを待ち望むだろう」。

ブランドイスは、シオニズムがユダヤ人にパレスチナへの「帰還」を強制するものでないことを強調した。さらに、彼はシオニズムを「ユダヤ人に自由を与える運動」であると規定することで、ユダヤ人にパレスチナに移住しなくてもよい「自由」を担保すると同時に、アメリカ的価値とシオニズムがポジティブな関連を有していることを示し、アメリカにおけるシオニズムの展開・発展可能性を開いたのである。このことによって、ブランドイスは、シオニズムの「アメリカ化」をなしたといえよう。

おわりに

ブランドイスの思想・活動の根底にあったのは、自由と社会的正義の両立を可能とするために弱者の「集団としての（異議申し立ての）権利」を実現すること、マイノリティー的な立場にある民族集団にも「集団としての権利」が認められるべきこと、そしてアメリカにおいてユダヤ人が「集団としての権利」を有す「実体」として承認されるために、「ユダヤ人国家」を建設するもしくは少なくともその権利を認められる必要があること、であった。

一方、ブランドイスは、シオニズムをユダヤ人に「自由」を与える運動であると位置づけ、シオニズムを「アメリカ化」し、第一次世界大戦中や三十年代以降におけるアメリカ・シオニスト運動の発展の基盤と構築した。第一次大戦中にシオニスト系団体の会員数は増大し、それまでシオニスト運動を批判し警戒していた勢力との提携関係の構築も試みられるようになったのである。

ブランドイスのシオニズムをすべてのシオニストが理解、共有していたとはいえないだろう。大多数のアメリカのシオニストは、ユダヤ人としての明確なアイデンティティーや信仰、同胞救済の願い、パレスチナへの願望などを基盤としてシオニストとなった。他方、「ユダヤ人」としての素朴な自己認識を持っていた訳ではないブランドイスはアメリカの法曹家として、「アメリカの思想」を経由して、シオニストになったといえる。彼は「典型的」なシオニストではなかったし、そうした彼のあり方に対する対する批判も存在していたが、だからこそユダヤ・ナショナリズムを警戒するアメリカ・ユダヤ人をシオニズムへと開く回路・論理を提供しえたといえる。

ところで、シオニズムは世界中のユダヤ人を主体／対象として、パレスチナに「ユダヤ人国家」を建設することを目指す運動であった。ゆえに、ブランドイスの展開した「シオニズム」の論理は、単に「アメリカ」という場にのみに関係するものではない。このような視点も含めて、今後の課題として、以下いくつかの点を指摘しておきたい。

一つは、ブランドイスによってアメリカ化されたシオニズムとユダヤ・ナショナリズムとしてのシオニズムとの緊張関係である。これは具体的に、ブランドイスと世界シオニスト運動指導者ワイズマン(Chaim Weizmann)との対立と

して象徴的に現れた。⁽⁶⁷⁾ ワイズマンは、「シオンなきシオニズム」の烙印を押してブランダイスを批判し、ブランダイスのシオニズムのアメリカ化によるユダヤ・ナショナリズムとしてのイデオロギーの希薄化を問題として取り上げたのである。このことは、ブランダイスによって「アメリカ化」されたシオニズムと、ユダヤ・ナショナリズムとしてのシオニズム、世界シオニスト運動との乖離・齟齬を示す一例であるといえよう。

もう一つは、パレスチナをめぐる具体的な展開において、ブランダイス自身や彼の論理が果たした役割、意味である。具体的には、ブランダイスがバルフォア宣言発表に至る過程において果たした役割やブランダイスの（パレスチナ・アラブ人への対応といった点）があげられる。

こうした点については、稿を改めてさらに詳細な分析を行いたい。

注

- (1) 革新主義 (progressivism) とは、一九〇〇年代から一九一〇年代にかけてアメリカ合衆国全土で高まった改革の潮流を指す。共通項としては、以下の点があげられている。第一に、多くの革新主義者が産業化と都市化を、不安定要因とみなしていたこと、第二に、大都市と大企業が社会の安定を危うくし、個人のイニシアティブや機会の平等というアメリカ本来の理想と理念を掘り崩すと思っていたこと、第三に、秩序を取り戻し、社会を攪乱することを規制するには、政府の権限を使うことが不可欠と考えていたこと、である（紀平英作編、『アメリカ史』、山川出版社、一九九九年、二四九～二五〇頁）。
- (2) 一九一六年に合衆国最高裁判所裁判官に就任して以降は、アメリカ・シオニスト運動の公的な役職からは退くが、一九四一年に死去するまで、運動に強い影響力を与えた。
- (3) その意味では、「アメリカ・ユダヤ人」という表記よりも「ユダヤ系アメリカ人」という表記の方が適切だろうが、本稿では「ユダヤ人」であることを前提としたシオニスト運動を扱うということ、またユダヤ系アメリカ人においてもドイツ系、東欧系を区別して論じる場合があるということのために、「アメリカ・ユダヤ人」と表記する。
- (4) Alpheus Thomas Mason, *Brandeis and The Modern State*, Washington D.C., Princeton University Press, 1933.

丸田隆、『世紀末転換期のアメリカと若き法律家ブランダイス』『ソーシャル・リベリズム法学』形成の時代―、『甲南法学』、二七・三／四―一三三、一九八七年・七五―一三頁。

橋本公巨、「ルイス・ブランダイスの思想と行動」『片山金章先生追悼論文集 法と法学の明日を求めて』、劉草書房、一九八九年、三二—三頁。

Philippa Strum, Louis Brandeis: *Justice for the People*, Cambridge, Harvard University Press, 1984.

(5) Melvin I. Urofsky, *Louis D. Brandeis and Progressive Tradition*, Tront, Little, Brown and Company, 1981.

Melovin I. Urofsky, "To Guide by the Light of Reason: Mr. Justice Brandeis-An Appreciation", *American Jewish History*, Vol. LXXXI, No. 3-4, 1994 Spring-Summer, pp. 365-394.

Allon Gal, Brandeis, *Progressivism and Zionism: A Study in the Interaction of Idea and Social Background*, (Ph.d.), Brandeis University, 1976.

(6) シオン(Zion)とは「エルサレムの別名であり、ユダヤ教徒は、一度目はバビロン捕囚により、二度目はローマ軍によって破壊されたエルサレムの神殿が、いつかメシアの登場により再建されるという信条を持っており、これが「シオンへの帰還」の土台となっていた。ディアスポラにおいて「来年こそエルサレムで会いましょう」と交わされるユダヤ教徒の別れの挨拶には、彼らのエルサレムへの思慕が込められていた。シオニスト運動は、この「シオンへの帰還」という宗教的信条を、パレスチナにユダヤ人国家を建設するという目標と結びつけたのである。

(7) シオニストのなかには、領土主義者と呼ばれるユダヤ人国家建設の場所をパレスチナに限定しない勢力も存在し、ヘルツェル自体も建設地をパレスチナに明確・厳格に限定していた訳ではないが、基本的には運動全体としては「パレスチナ」に収斂していくので、本稿ではシオニスト運動の目的を「パレスチナにおけるユダヤ人国家の建設」として議論する。

(8) パレスチナとは、元来はオスマン帝国時代に現在のシリア、レバノン、パレスチナを含む地域を「シリア」を呼びその南部地方を指すものであった。

(9) シオニズムにおいては「Jew' Jewish people' Jewish nation」という用語が使用される。個々の文脈においてニュアンスは異なるが、「Jew」は一般的なユダヤ人を指すことが多い。多く使用される Jewish people は「国家建設の権利を潜在的に有している実体的な集団としての「ユダヤ民族」を指す。Jewish nation はユダヤ人が国家建設権利を有することを強調する意味やそうした権利を有す実体としてユダヤ人を形成するべきであるという文脈で使用される。ただし「アメリカのシオニスト運動においては Jewish nation」という用語はあまり使用されない。

(10) ラビ・リー・J・レヴィンジャー著、邦高忠・二・稲田武彦訳、『アメリカ合衆国とユダヤ人の出会い』、創樹社、一九九七年、一一九頁。

- (11) 同上、一四四～一四六頁。
- (12) 同上、二一二頁。
- (13) 南北戦争後の一八六五年から四半世紀にわたるアメリカの好況期。
- (14) 一八九〇年代行われた、ドイツ系移民が大部分を占める一万戸のユダヤ人家庭を対象とした国勢調査によれば、十戸のうち七戸は少なくとも一人の召使を抱えていたとされる(チャールズ・E・シルバーマン著、武田尚子訳、『アメリカのユダヤ人』、明石書店、二〇〇一年、四五頁)。
- (15) 同上、四二頁。
- (16) レヴィンジャー、前掲、二二〇～二二二頁。この変革への志向性が、後に述べるようにブランドイスとの接点、親和性をもたらしたといえよう。
- (17) 同上、三六～三七頁。
- (18) FAZ以前にも「ロシア移民による「ホヴェ・シオン」(Hove Zion)・シオンを愛するものたち」という運動が一八八〇年代に存在していた。しかし、その「ディアスポラの廃止」という教義は「アフリカ・ユダヤ人の大多数によつて抱かれていたアメリカにおけるユダヤ共同体の将来の存在と繁栄に対する信念と矛盾していたため、支持者を獲得することはできず、八十年代半ばに消滅した」(David Shapiro, *From Philanthropy to Activism: The Political Transformation of American Zionism in the Holocaust Years 1933-1945*, Oxford, Pergamon Press, 1994, p.xviii)。
- (19) Thomas A. Kolsky, *Jews Against Zionism .. American Council for Judaism, 1942-48*, Philadelphia, Temple University Press, 1990, p.23.
- (20) Samuel Halperin, *The Political World of American Zionism*, Detroit, Wayne State University Press, 1961, p.10.
- (21) *Ibid.*, p.72.
- (22) Menahem Kaufman, *An Ambiguous Partnership .. Non Zionist and Zionist in America, 1939-48*, Jerusalem, The Magnes Press, 1991, pp.23-24.
- (23) Strum, *op.cit.*, pp.4-5.
- (24) *Ibid.*, p.9.
- (25) 橋本、前掲、四頁。
- (26) ブランミンとは、特にニュー・イングランド出身でピューリタン精神の強い名門・旧家出身のエリートを指す。語源はヒンドゥー

教特権階級のブラーマン。彼らの特徴は本文に述べているように、ピュリタンの優位性・使命を前提とした公共に対する強い責任感にあるとされる。

- (27) Strum, *op. cit.*, p.17.
- (28) *Ibid.*, p.23. もっともストラムは、ブランドイスにとっては「同志ブラーミン」であつた点を強調している。時期は先のことになるが、一九一六年にブランドイスが合衆国最高裁判所判事に指名へのエリート層の強い反対に、政治評論家ウォルター・リップマン (Walter Lippmann) は、「ブランドイスは、アメリカにおいて最も均質的で自己中心的で自己陶酔的なコミュニティーにおいて反抗的であり厄介者であることの罪を見出した。……彼は信頼に値しない、なぜなら彼は厄介者だからだ。全くではないにせよ、彼は集団に対して不忠誠だつた」と、ブランドイスのエリート層における孤立を評している (Urofsky, *op. cit.*, p.113)。
- (29) Strum, *op. cit.*, pp.48-49.
- (30) 古矢氏は、この時期のアメリカの諸変化を以下のように要約している。第一は、アメリカ経済社会の中心的性格が、農本主義から産業主義へと質的に転換したこと、第二はそれに伴う巨大企業の登場と、やがてそれに対抗する労働組合の成長、すなわち個人の時代から組織の時代への急速な変化、第三は、大量の移民の流入と移民集団ごとの集住、それによる都市社会の二次的な分断、第四は産業主義の展開にともなう都市化現象の進展、貧困問題や社会問題の噴出、第五に、これらの変化の帰結として、アメリカ国民社会の中に多面的、相互的な排除や対立の論理が生まれたこと。具体的には、ストライキの頻発、ヒステリックな反ラディカリズム、反カトリシズムの再発や反ユダヤ主義の勃興、反移民運動などの形で顕在化する。第六に、自由放任的、消極的な十九世紀型国家から産業社会の統制と調整を行う行政国家への変貌。最後に、これらの変化がもたらす人々の価値認識の変容。これは一方で、従来のアメリカ型(アメリカのアダム)の個人主義が、競争的産業社会の実態に対応して、自由競争による淘汰や適者生存といった社会ダーウィニズム的個人主義へと変質していった。他方、この新しい個人主義は、集団主義という対抗潮流をもつことになった(古矢旬、「アメリカニズム―『普遍国家』のナショナルリズム」、東京大学出版会、二〇〇二年、十八―一九頁)。
- (31) 一八九七年から一九一六年までの弁護士の仕事により、二〇〇万ドル以上の収入を得たとされる。(橋本、前掲、六頁)。
- (32) Jacob De Haas, *Louis Brandeis: A Biographical Sketch*, New York Bloch Publishing Company, 1929, p.94.
- (33) 丸太、前掲、一〇〇―一〇一頁。
- (34) Mason, *op. cit.*, p.67.
- (35) ブランドイスは、革新主義派もしくは社会学的法学の担い手の一人とされる。革新主義については先に触れた。社会学的法学とは、既存の法学を社会的経済的現実や実際の結果を省みることなく、機械的、論理的過程によって、既存の概念から結論を引き出すこと

に終始しているとして批判し、「司法」は事実を重視し社会の進歩を可能にならしめるものとならなければならぬと主張するものであった。合衆国の最高裁は、憲法修正第十四条のデュー・プロセス・クローズの「自由」には契約の自由が含まれるとして、政府が雇用関係に介入することは契約の自由に反するという立場を採り、事実上独占企業を擁護していた。一九〇三年に、オレゴン州が製造業などにおいて雇用される婦人の労働時間を最高一日十時間に宣言する法律を制定した。これに対し雇用者ミューラーは、同法違反で有罪の判決を受け、同法の合憲性を争って合衆国最高裁に上告した。オレゴン州の代理人になったブランドイスは、全文一三頁のブリーフのなかで、僅かに二頁のみを法律論にあて、十五頁を婦人労働時間を制限する立法例の引用にあて、残りは婦人の長時間労働が健康に及ぼす影響について、克明にこれまでの英米仏における研究調査の報告にあてたのである。結果、最高裁は全員一致でオレゴン州法を合憲とし、このブランドイスの事実を強調する手法は、にわかにアメリカの法律家の中で注目されるようになったのである(橋本、前掲、九十一頁)。

(36) 丸太、前掲、九三頁。

(37) 同上、九十五頁。People's Counsel という用語の訳について、丸田氏はここでは「民衆の弁護士」と訳しているが、他の個所では「人民の弁護士」という言葉も用いており、「人民の弁護士」という訳語の方が一般的であると思われるため、ここでは「人民の弁護士」と一貫して用いることとする。

(38) Solomon Goldman (ed.), *The Word of Justice Brandeis*, New York, Henry Schuman, 1953, pp.27-28.

(39) Mason, *op. cit.*, p.167.

(40) Gal, *op. cit.*, pp.226-227.

(41) *Ibid.*, p.290.

(42) Haas, *op. cit.*, p.151.

(43) Strum, *op. cit.*, p.232.

(44) 記者の「ユダヤ人の新参者との真の関係とは、どのようなものであると考えますか」という質問に対し、「我々すべての人間には、何よりもアメリカの諸制度に対する忠誠ということが含まれる」としたうえで、「ハイフンつきのアメリカ人に居場所はない。ここには、いかなる人種、信条、条件を有する人々にも余地はあるが、プロテスタント・アメリカ人、ユダヤ・アメリカ人、またドイツ・アメリカ人、アイルランド・ユダヤ人、ロシア・アメリカ人にとつての居場所はないのである。この国は彼らの人種が何であれ、いかに彼らの宗教的なつながりが強い、もしくは多様であっても、彼らの息子・娘がアメリカ市民であることを要求する。生活や思考、慣習、出自の違いを残存させ、人々を宗教的信念に従って分類する傾向があるが、同胞アメリカ人という考えと一致せず、不忠

誠なものである」(Haas, op.cit., p.152)として、アメリカのユダヤ人の「同化」を強く主張している。

(45) Gal, op.cit., p.500.

(46) *Ibid.*, p.500.

(47) ブランダイスの「民族」の定義については、後述する。

(48) 一九二二年一月七日付けの書簡において、ブランダイスは「パレスチナのユダヤ農業実験場のアーロン・アーロンソンが記した『野生の小麦』について話した。アーロンソンはルーマニアのユダヤ人で父と共に五歳の時にパレスチナへ移民し、現在そこで農業を行っている。その話は私がこれまで聞いた話のなかで最もぞくぞくするほど興味深いものであり、乾燥もしくは疲弊した土地における科学的農業や利用の可能性を示すものであった」と述べている (Melvin I Urofsky and David W. Levy (ed.), *Letters of Louis D. Brandeis Volume II* (1907-1912): *People's Attorney*, New York, State University Press of New York Press, 1972, p.537)。

(49) 一九二二年七月三日の書簡において「私には、党派に拘束されていない革新主義者は、彼(ウィルソン)引用者」の選挙の勝利のためだけでなく、彼が担っている革新主義の立場を維持し、革新主義の政策を実行するために必要な援助と激励を与えるために、ウィルソンを最大限支援することが義務であるように思われる」と述べている (*Ibid.*, pp.638-639)。

(50) ウィルソンの「ニュー・フ्रीダム」構想は、経済力の集中が個人の自由を脅かしており、ゆえに独占を解体しなければならない、として新たな社会・経済状況において「個人の自由」の回復を目指すものであった。

(51) Urofsky, op.cit., p.75.

(52) 「私の入閣に対する反対は本質的に政治的なものではない」として、反セム主義的感情に基づく反対が存在していることをほのめかし、以降反セム主義について言及するようになっていった (Gal, op.cit., 526)。

(53) *Ibid.*, p.437.

(54) 結局は参加せず、メッセージを送ったのみであった。

(55) 当初は、世界シオニスト機構執行部が合衆国に移されるのではないかと期待されていたが、これはなされなかった(ウォルター・ラカー著／高坂誠訳、『ユダヤ人問題とシオニズムの歴史(新版)』、第三書館、一九九四年、二六三頁)。

(56) Haas, op.cit., pp.161-162.

(57) *Ibid.*, pp.168-169.

(58) さらに現実的な問題として、ブランダイスはヨーロッパにおける戦争と反セム主義の高揚によって東欧からのユダヤ移民の増大が予測されるなかで、アメリカのみがそうした移民の吸収先となることが望ましいことではないこと、その意味でもパレスチナへの

ユダヤ移民を促進すべきであることを主張している (*Ibid.*, p.169)。

(59) *Ibid.*, p.171.

(60) *Ibid.*, p.171.

(61) *Ibid.*, pp.176-177.

(62) הַיְּהוּדִים 'peoples or nationalities' とされているが、本論では一括して「民族」と訳す。

(63) Haas, *op.cit.*, pp.174-175.

(64) *Ibid.*, pp.171-172.

(65) *Ibid.*, pp.180-181.

(66) 一九一四年には F A Z には、アメリカ・ユダヤ人口が三百万人だったのに対し、一万二千人以上か登録されていなかった。F A Z は、ブランダイスにより一九一八年にアメリカ・シオニスト機構 (The Zionist Organization of America) へと改編されるが、その会員数は一九一九年には十八万人にも昇っていたのである。

(67) ブランダイスとワイズマンとの対立には、組織運営上の対立や個人的感情のもつれなども存在していた。